

番号	内容	関係条項
10	風力発電設備を設置する場合、開発許可は必要か	法第4条第12項

風力発電設備自体は建築基準法第2条第1項に定める建築物でないため、開発許可は不要です。

また、風力発電機に付属する管理施設及び変電施設を設置する施設である建築物は、主として当該付属施設の建築を目的とした行為ではないため、それ自体としては開発許可不要です（市街化調整区域内においても同様です。）が、都市計画法第43条に基づく建築許可が必要です。

なお、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）では、風力発電施設の用に供する土地も、同法第2条第1項第1号に規定する「宅地」に該当するものとして取り扱います。都市計画法に基づく開発許可が不要であっても、当該土地が、同法第10条の宅地造成等工事規制区域又は同法第26条の特定盛土等規制区域内に所在し、同法に規定する宅地造成等に関する工事を行う場合は、同法第12条第1項又は同法第30条第1項に基づき工事の許可を受ける必要があります。

許可申請等の手続きは、『盛土規制法に関する許可申請等の手引き』をご参照ください。

URL： <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/266590.pdf>